

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
26	24	<p>24 <u>第23条第6項</u>の規定により、産業再生法第30条に規定する特定研究成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、「【代理人】（備考28に該当する場合にあっては「【パリ条約による優先権等の主張】」、備考29に該当する場合にあっては「【先の出願に基づく優先権主張】）」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成 年度、 省、委託研究、産業再生法第30条の適用を受ける特許出願」のように記載する。</p> <p>様式第44（第31条の2関係）</p> <p>【書類名】 出願審査請求書</p> <p>（【提出日】平成 年 月 日）</p> <p>【あて先】特許庁長官 殿</p> <p>【出願の表示】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【請求項の数】</p> <p>【請求人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>（【国籍】）</p> <p>【代理人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>（【調査報告番号】）</p> <p>（【手数料の表示】）</p> <p>（【予納台帳番号】）</p>	<p>24 <u>第23条第5項</u>の規定により、産業再生法第30条に規定する特定研究成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、「【代理人】（備考28に該当する場合にあっては「【パリ条約による優先権等の主張】」、備考29に該当する場合にあっては「【先の出願に基づく優先権主張】）」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成 年度、 省、委託研究、産業再生法第30条の適用を受ける特許出願」のように記載する。</p> <p>様式第44（第31条の2関係）</p> <p>【書類名】 出願審査請求書</p> <p>（【提出日】平成 年 月 日）</p> <p>【あて先】特許庁長官 殿</p> <p>【出願の表示】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【請求項の数】</p> <p>【請求人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>（【国籍】）</p> <p>【代理人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>（【手数料の表示】）</p> <p>（【予納台帳番号】）</p>
44			

	(【納付金額】) 【提出物件の目録】	(【納付金額】) 【提出物件の目録】
	7 <u>7</u> 「(【調査報告番号】)」の欄には、 <u>第31条の2第4項の規定により調査報告の提示を行うときに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「(【調査報告番号】)」の欄に、いずれか一の調査報告番号を記載する。</u>	
	8 <u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
75	6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第73の備考3、4、8及び <u>10</u> と同様とする。	6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第73の備考3、4、8及び <u>9</u> と同様とする。

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
6		<p>様式第6（第8条関係）</p> <p>【書類名】 実用新案技術評価請求書 （【提出日】 平成 年 月 日） 【あて先】 特許庁長官 殿 【出願の表示】 【出願番号】 【評価の請求に係る請求項の数】 【評価の請求に係る請求項の表示】 【請求人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】） 【代理人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【手数料の表示】） （【予納台帳番号】） （【納付金額】） <u>【請求人の意見】</u> 【提出物件の目録】</p>	<p>様式第6（第8条関係）</p> <p>【書類名】 実用新案技術評価請求書 （【提出日】 平成 年 月 日） 【あて先】 特許庁長官 殿 【出願の表示】 【出願番号】 【評価の請求に係る請求項の数】 【評価の請求に係る請求項の表示】 【請求人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】） 【代理人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【手数料の表示】） （【予納台帳番号】） （【納付金額】） 【提出物件の目録】</p>
1	1	<p>1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番</p>	<p>1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番</p>

号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、実用新案法第54条第8項の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。

2 2 請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者以外の者であるときは、「【書類名】」を「実用新案技術評価請求書（他人）」と記載する。

3 3 （略）

イ （略）

ロ 国際実用新案登録出願において、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT / _____ O / _____」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。

ハ （略）

4 4 （略）

5 5 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に印を押す。法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。

6 6 代理人によるときは、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であつても、本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

7 7 （略）

号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、実用新案法第54条第10項の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。

2 （略）

イ （略）

ロ 国際実用新案登録出願において、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT / _____ / _____」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。

ハ （略）

3 （略）

4 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。

5 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

6 （略）

8 8 (略)

9 9 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(持分の割合 /)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合 / 」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。

10 10 実用新案法第54条第8項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(免除)」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考9により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

11 11 「【請求人の意見】」の欄には、請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載する。

12 12 (略)

8

様式第8(第10条関係)

特許
印紙 実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書
(平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

1 実用新案登録番号

(無効 -)

7 (略)

8 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第10項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(持分の割合 /)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合 / 」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。

9 実用新案法第54条第10項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第10項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(免除)」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考8により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

10 (略)

様式第8(第10条関係)

特許
印紙 実用新案登録訂正書
(平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

1 実用新案登録番号

(無効 -)

- 2 訂正の目的
- 3 実用新案権者
住所（居所）
氏名（名称） ㊟
（国籍）
- 4 代理人
住所（居所）
氏名（名称） ㊟
- 5 添付書類の目録
- 6 「訂正の目的」の欄には、「実用新案登録請求の範囲の減縮」、「誤記の訂正」又は「明りようでない記載の釈明」のように記載し、訂正の目的が複数ある場合は、「実用新案登録請求の範囲の減縮等」、「誤記の訂正等」又は「明りようでない記載の釈明等」のように記載する。
- 7 7（略）
- 8 8（略）
- 9 9（略）
- 10 10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 11 11（略）
- 12 12（略）
- 13 13（略）
- 14 14 訂正によつて請求項の数が増えるときは、「4 代理人」の欄の次に「5 訂正後の請求項の数」の欄を設けて、訂正後の請求項の数を記載する。
- 15 15 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「4 代理人」の欄の次（「5 訂正後の請求項の数」の欄を設けるときは、その欄の次）に「5 国以外のすべての者の

- 2 実用新案権者
住所（居所）
氏名（名称） ㊟
（国籍）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称） ㊟
- 4 削除をする請求項の表示
- 5 削除後の請求項の数
- 6 添付書類の目録
- 6（略）
- 7（略）
- 8（略）
- 9 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が行うときは、「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 10（略）
- 11 （略）
- 12（略）
- 13（略）
- 14 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「5 削除後の請求項の数」の欄の次に「6 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載

持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

16 16 (略)

17 17 (略)

18 18 (略)

19 19 (略)

20 20 添付した訂正した明細書又は実用新案登録請求の範囲については、訂正により記載を変更した個所に下線を引かなければならない。

【書類名】 既納手数料(登録料)返還請求書

1 1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。

イ (略)

ロ (略)

ハ 審判に係属中のもの又は審判の請求が取り下げられたものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「無効 - 」のように当該審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

ニ (略)

2 2

3 3

4 4

5 5

6 6

7 7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18、20、32、34から36まで及び39並びに様式第14の2の備考3から5まで、9及び11と同様とする。

する。

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

【書類名】 既納手数料返還請求書

1 実用新案登録を受けようとする者が納付した登録料の返還の請求をするときは、「【書類名】」を「既納手数料(登録料)返還請求書」と記載する。

2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。

イ (略)

ロ (略)

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「無効 - 」のように当該審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

ニ (略)

3

4

5

6

7

8 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18、20、32、34から36まで及び39並びに様式第14の2の備考3から5まで、9及び10と同様とする。

15	<p>様式第15（第22条、第22条の2関係） （以下省略）</p> <p>2 <u>2</u> 「【氏名又は名称】」は、自然人に<u>あつては</u>、氏名を記載する。法人に<u>あつては</u>、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。</p> <p>3 <u>3</u> （略）</p> <p>4 <u>4</u> 第22条第3項又は第22条の2第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第4項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。</p> <p>5 <u>5</u> <u>代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては</u>、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>6 <u>6</u> 「【提出の理由】」の欄には、第22条の2第1項の規定による情報の提供であるときは、当該刊行物等によりその実用新案登録が第22条の2第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。</p> <p>7 <u>7</u> （略）</p> <p>8 <u>8</u> （略）</p> <p>9 <u>9</u> その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、14、18、32及び34から36までと同様とする。</p>	<p>様式第15（第22条関係） （以下省略）</p> <p>2 「【氏名又は名称】」は、自然人に<u>あつては</u>、氏名を記載する。法人に<u>あつては</u>、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第22条第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第4項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、<u>12</u>、14、18、32及び34から36まで<u>並びに</u>様式第6の備考5と同様とする。</p>
----	--	---

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
21	6	6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20まで、様式第9の備考1並びに様式第20の備考3、4、8及び10と同様とする。	6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20まで、様式第9の備考1並びに様式第20の備考3、4、8及び9と同様とする。

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
23	6	6 その他は、様式第2の備考1から4まで、13から15まで、18、20、23、25及び34から38まで、様式第10の備考2及び5、様式第11の備考1並びに様式第22の備考3、4、8及び <u>10</u> と同様とする。	6 その他は、様式第2の備考1から4まで、13から15まで、18、20、23、25及び34から38まで、様式第10の備考2及び5、様式第11の備考1並びに様式第22の備考3、4、8及び <u>9</u> と同様とする。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
6	8	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</p> <p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">包 括 委 任 状</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号 (弁理士) 氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ</p> <p>1 <u>すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特</u></p>	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</p> <p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">包 括 委 任 状</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号 (弁理士) 氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ</p>

許出願

- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
住所（居所）
氏名（名称） ㊞

- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
住所（居所）
氏名（名称） ㊞

41 表面 工業所有権に関する手続等の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に関する法律第28条（第39条及び第39条の11において準用する場合を含む。）の規定による立入検査証

工業所有権に関する手続等の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に関する法律第28条（第39条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査証

裏面

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律抜すい

- 第27条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第39条 第18条、第19条の2、第21条から第32条まで、第34条（第5号を除く。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律抜すい

- 第27条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第39条 第18条、第19条の2、第21条から第32条まで、第34条（第5号を除く。

)及び第35条の規定は、登録調査機関に準用する。(以下省略)

第39条の11 第18条(第1号を除く。)、第19条の2、第21条、第27条、第29条、第31条、第32条及び第35条の規定は、特定登録調査機関について準用する。(以下省略)

第45条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第27条第1項(第39条又は第39条の11において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

)及び第35条の規定は、登録調査機関に準用する。(以下省略)

第45条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関又は登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第27条第1項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。